

佐川町移住者交流会企画謝礼金交付基準

令和8年4月1日

1. 趣旨

この基準は、人口減少対策として、移住者と佐川町定住者の交流を推進することにより、出会い、人間関係の構築、現地コミュニティへの順応等の機会を創出するため、町内で開催する移住者交流会の企画に対する謝礼金として、予算の範囲内において佐川町移住者交流会企画謝礼金を交付するものとし、当該謝礼金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 移住者の要件

移住者の対象となる者(以下「移住者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する者

- ア 県外から本町に住所を有して2年を経過しない者で、それ以前は県外に5年以上居住していた者
- イ 二段階移住者で本町に住所を有して2年を経過しない者でそれ以前は県外に5年以上居住していた者
- ウ 現に佐川町地域おこし協力隊の任に就いている者又は佐川町地域おこし協力隊の任期満了日から1年以内の者

3. 移住者交流会の要件

町長は、次に掲げる要件を全て満たす住者交流会を開催する者に対し、謝礼金を交付する。なお、同一年度内に受けることができる謝礼金の同一参加者の交付上限は6,000円とする。

- (1) 町内の飲食店で開催すること。
- (2) 移住者と佐川町定住者が参加する会であること。
- (3) 参加者全員が写っている開催日当日の写真をメールで提出すること。
- (4) 町が実施するアンケート及び町の施策に関する情報発信に協力すること。

4. 謝礼金の額

謝礼金の額は、移住者交流会の出席者の数(移住者1人に対し、佐川町定住者4名まで)に3,000円(もしくは1,500円)を乗じて得た額とする。なお、支払った金額を超えない金額とする。

5. 謝礼金の交付申請

謝礼金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住者交流会開催予定日の概ね14日前までに、佐川町移住者交流会企画謝礼金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

6. 謝礼金の交付決定

町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐川町移住者交流会企画謝礼金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

7. 謝礼金の請求

当該謝礼金の交付の請求をするときは、佐川町移住者交流会企画謝礼金交付請求書（様式第3号）により町長に請求しなければならない。

8. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。